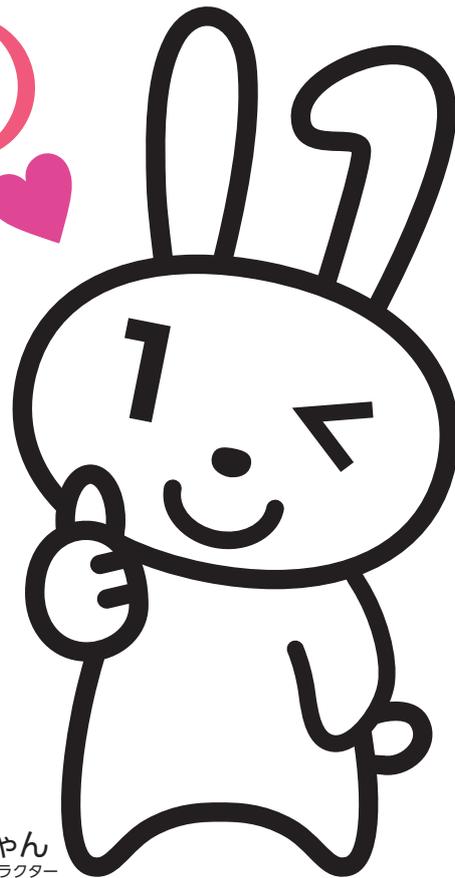


大田区民の皆さんにお送りする

マイナンバー ガイドブック

知って活かせるマイナンバーカードの使い方 **詳細版**

ねえ、
マイナンバーって
しってる??



マイナちゃん
マイナンバーキャラクター

マイナンバーガイドブック 目次

■ マイナンバー、ご存知ですか?	2
■ こんな手続きでマイナンバーが必要です	3
■ 受け取りましたか?通知カード	5
■ 無料で作れるマイナンバーカードはいかが?	6
■ マイナンバーカードのここが知りたい!	11
■ マイナンバーカードの使いみち	13
■ お得で便利!コンビニ交付	15
■ マイナンバーを安全に取り扱います	17
■ よくある質問	18
■ 困ったなと思ったら	19

マイナンバー制度とは…

マイナンバー制度は、国内の全住民に一人ひとりにお知らせするマイナンバーを活用して、公平公正な社会を実現するための仕組みとして導入されたものです。

マイナンバー制度って
なあに?

マイナンバーカードは
作ったほうがいいの?

マイナンバーって
危険なんですよ?

マイナンバーって
何に使うの?

マイナちゃんがしっかりお答えします! それではいってみましょう!

マイナンバー、ご存知ですか？

マイナンバーでできること

手続きがより便利に

社会保障・税・災害に関する手続きをする時に、区民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

業務がよりスピーディに

行政機関で、個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

社会保障

年金 医療
労働 福祉

税

災害対策

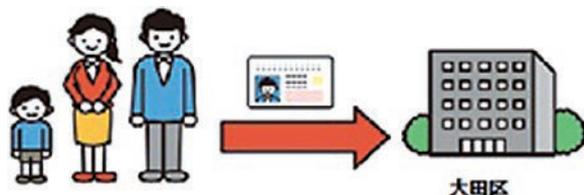
マイナンバーとは

全住民に通知される12桁の番号をマイナンバーといいます。マイナンバーは生涯ずっと使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されません。

どんなときに使うの？

社会保障・税・災害対策などの手続きで、書類にご自身や家族のマイナンバーを記入します。例えば次のような場面で使います。**手続きの詳細は、3ページをご覧ください。**

福祉の申請の時に 区の窓口で



源泉徴収票などに 記載するため勤務先へ



こんな手続きでマイナンバーが必要です

区でマイナンバーが必要な手続き

社会保障や税の手続きでマイナンバーが必要です。

分野	必要となる手続き	窓口
国保	国民健康保険(国保)の届け出・国保の給付 後期高齢者医療の届け出・給付	国保年金課 特別出張所
税金	住民税の申告 軽自動車税の減免申請など	課税課
福祉	介護保険の届け出	介護保険課
	障害児通所支援の申請 障がい者支援 手帳・手当の申請など	障害福祉課
	生活保護の申請	地域庁舎 生活福祉課
子ども	妊娠の届け出	健康づくり課
	児童手当の申請 児童医療費助成の申請	子育て支援課
	保育園入園の申請	保育サービス課

手続きで必要となる書類

マイナンバーが必要な手続きでは、なりすましによる不正を防止するため、法律で決められた本人確認を実施します。

A. マイナンバーの確認

マイナンバーカード（裏面）



または

通知カード



または

マイナンバー入りの住民票の写し

B. 身元の確認

マイナンバーカード（表面）



または

顔写真付きの身分証明書
運転免許証、パスポートなど
いずれか1点

または

顔写真なしの身分証明書
健康保険証、介護保険証、年金手帳
いずれか2点

+

A. マイナンバーの確認書類

あなたのマイナンバーを確認する書類です。次のいずれか1点が必要です。

- 1 **マイナンバーカード**
- 2 通知カード
- 3 マイナンバーの記載がある住民票
(または住民票記載事項証明書)

B. 身元の確認書類

- 1 **1点確認**
(顔写真のあるもの)
マイナンバーカード、
運転免許証、パスポート、
住民基本台帳カード、
学生証、社員証、資格証明書など
- 2 **2点確認**
(顔写真のないもの)
公的医療保険の被保険者証、
年金手帳、介護保険被保険者証、
児童扶養手当証書、
特別児童扶養手当証書、学生証、
社員証、資格証明書など

マイナンバーカードなら
1枚で済むのね!



※ 提示する時に有効期限内で、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」の記載があるものに限りです。

受け取りましたか?通知カード

通知カードとは

マイナンバーが記載された紙製の「通知カード」は、住民票の住所に簡易書留でお届けします。通知カードはマイナンバーを証明する書類として使えますが、薄い紙製なので失くしやすいです。**安全な機能の付いたマイナンバーカードをお持ちいただくことをお勧めします。**



通知カードが手元にない場合は?

通知カードをまだ受け取れていません…

本庁舎1階戸籍住民課、コールセンターにご相談ください。

通知カードを紛失してしまいました…

▶ すぐにマイナンバーを知りたいとき

マイナンバー入りの住民票の写しを取得してください。(手数料300円)

▶ 通知カードを再交付したいとき

本庁舎1階戸籍住民課、マイナンバーカードセンター※、特別出張所で手続きできます。作成まで3週間程度かかります。手数料は500円です。新しい通知カードは簡易書留で住民票の住所に配達されます。

※ 案内図は9ページをご覧ください。

マイナンバーカードを申し込めばオトクです

すぐにマイナンバーを利用する予定がないときは断然、マイナンバーカードの取得がお得です。

お申込みからお渡しまで4週間程度※ かかりますが、無料で作成できます。申込方法は7ページをご覧ください。

※ 令和元年9月現在

やむを得ない理由により住民票の住所で受け取ることができない方へ

やむを得ない理由で住民票の住所でマイナンバーの通知を受け取ることができない方は、本庁舎1階戸籍住民課にご相談ください。

- ① 東日本大震災による被災者で住民票の住所以外の居所にお住まいの方
- ② DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所にお住まいの方
- ③ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

無料で作れるマイナンバーカードはいかが？

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは申込みをした人だけが持つことができる写真入りのカードで、このカード1枚でマイナンバーと身元を証明できます。また、オンラインでの行政手続きに使えたり、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取ることができる便利なカードです。



専用カードケースに入れると…



※ 専用カードケースはマイナンバーカードをお渡しするときに無料で配布しています。

通知カードとマイナンバーカードは違います

	通知カード	マイナンバーカード
申込	いない	いる
記載内容	氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー	氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真
手数料	無料 再発行500円	初回無料 再発行時1,000円
有効期限	なし	発行から10回目の誕生日 20歳未満は5回目の誕生日
身分証明書	使えない	使える
素材	紙製	プラスチック製

無料で作れるマイナンバーカードはいかが？

マイナンバーカードの申込方法

まずはお手元に申請書をご用意ください。申請書は区から簡易書留でお届けしたマイナンバーの通知に同封されています。



通知カード

切り離して
使ってびよん



©大田区

申請書に記載されている住所、氏名、フリガナ等が違う…
申請書を紛失してしまった…



それでも申込みます!!

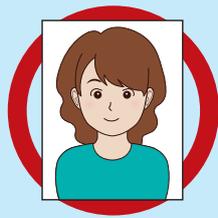
身元を証明できる書類を持って、本庁舎1階戸籍住民課、マイナンバーカードセンター※、特別出張所にお越しください。申請書をお渡します。

※ 案内図は9ページをご覧ください。

郵送で申込み

名前を記入し、申請書に顔写真を貼り、封筒に入れて郵送してください。

顔写真が必要です

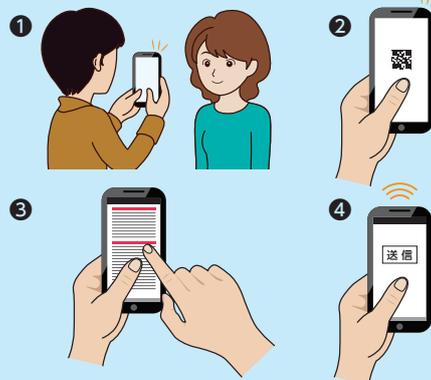


サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)
・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください

送付先はこちら

〒219-8732
日本郵便株式会社川崎東郵便局
郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 行

スマホで申込み



- 1 スマホのカメラで顔写真を撮影する。
- 2 スマホのカメラで申請書の二次元バーコードを読み取り、ウェブサイトメールアドレスを登録する。
- 3 登録したメールアドレスあてに通知されるウェブサイトアクセスする。
- 4 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

自宅のパソコンで申込み



- 1 顔写真を撮影してパソコンに保存する。
- 2 申請用ウェブサイトメールアドレスを登録する。
- 3 メールに通知されるウェブサイトアクセスする。
- 4 必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

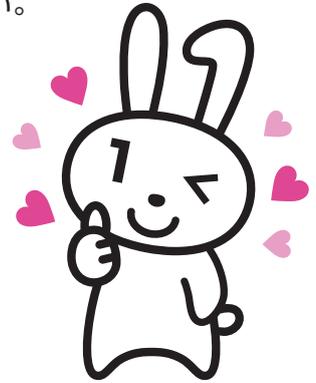
マイナンバーカードの申請をお手伝いします

マイナンバーカードの作成を希望する方に、下記の時間帯に顔写真の撮影から申請までのお手伝いをします。**前日までに**コールセンター（0570-03-3370）にご連絡ください。当日は本人確認できるものをお持ちください。手数料はかかりません。

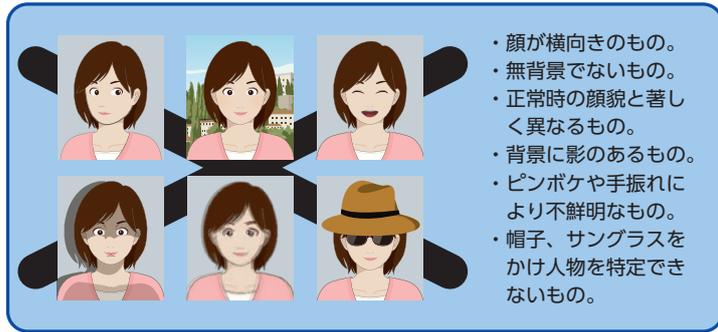
受付時間

- (1) マイナンバーカードセンター
平日9時から18時30分
土日9時から16時30分
(年末年始、祝日、第三土曜日とその翌日曜日を除く)
- (2) 本庁舎1階
平日9時から12時、13時から16時30分

※ 本庁舎1階に設置した証明写真機からも申込みができます。(撮影代金がかかります。)



顔写真のチェックポイント



マイナンバーカードの受け取り

区からお知らせが届きます

マイナンバーカードが完成したら、区から交付通知書を郵送でお送りします。交付通知書がご自宅に届くまでお待ちください。

受取方法

- マイナンバーカードのお受け取りは事前予約制です。スマホや電話でご予約いただけます。
- お受け取りにはご本人がお越しください。15歳未満の方や成年被後見人の方には、法定代理人の方が同伴してください。

受取場所について (9 ページをご覧ください)

- 本庁舎戸籍住民課 1階南側階段の横
- マイナンバーカードセンター
- 特別出張所 (3ヶ所)

都合の良い日にちや時間を選ぶのね!



無料で作れるマイナンバーカードはいかが？

マイナンバーカード受取場所一覧

平成30年7月4日に大田区マイナンバーカードセンター(住所:大田区山王二丁目3番7号)を開設しました。

場所	月	火	水	木	金	土・日
本庁舎	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカードセンター	○	○	○	○	○	○
馬込特別出張所	—	○	—	—	○	—
雪谷特別出張所	—	○	—	—	○	—
六郷特別出張所	—	○	—	—	○	—

【受取時間帯】

- 本庁舎1階戸籍住民課及びマイナンバーカードセンター：
平日9時～18時30分(土日は16時30分まで)
年末年始、祝日及び毎月第三土曜日とその翌日曜日を除く
- 特別出張所：平日9時～12時、13時～17時
※ 令和元年9月1日時点の受取場所です。今後変更となる場合もありますので、ご予約のときは区からお送りする交付通知書でご確認ください。



受け取る時にご用意いただくもの

必要な持ち物

- ご自宅に送られた交付通知書
- 通知カード
- 身元を確認できる書類
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 暗証番号

交付通知書に同封のご案内も見てね



法定代理人による受取りの場合

15歳未満の方や成年被後見人の方がマイナンバーカードを受け取る場合は、ご本人の上記4つの持ち物に加え、同伴する法定代理人も以下の書類をお持ちください。

- 法定代理人の身元を確認できる書類
- 戸籍謄本[※]または登記事項証明書等、法定代理人であることを確認できる書類

※ 本籍地が大田区内である場合は不要です。

身元を確認できる書類は次のページを見てぴよん

任意代理人による受取りの場合

ご本人が病気、身体の障害など受取場所にお越しできない特別な事情がある場合に限り、任意代理人によるカードの受取りが可能です。持参いただく書類等については、本庁舎1階戸籍住民課までお問い合わせください。



身元を確認できる書類とは

マイナンバーカードを受け取るときにお持ちいただく身元を確認できる書類は以下のとおりです。書類はカードをお渡しする際に複写させていただきます。

① 1点確認 (顔写真のあるもの)

運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳

② 2点確認 (顔写真のないもの) ※ 写真付きの書類をお持ちでない場合

公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、社員証など

- ・「氏名・生年月日」または「氏名・住所が記載されているものに限りませう。
- ・有効期間が定められている確認書類は有効期限内であることが必要です。

暗証番号をご用意ください

マイナンバーカードを受け取っていただくときに、**4つの暗証番号**を設定します。暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

▶ 署名用電子証明書

英数字6桁以上16桁以下。英大文字と数字それぞれ1つ以上必要です。

▶ 利用者証明用等の電子証明書、住民基本台帳用、券面事項入力補助用 数字4桁 (同じ暗証番号を設定することもできます。)

電子証明書の発行を希望しない場合でも暗証番号が必要です

電子証明書の発行を希望しない場合でも、氏名・住所変更などの手続きに使用する住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁) の設定が必要です。

電子証明書ってなに？

電子証明書とは、インターネット上でデータのやり取りを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。

▶ 署名用電子証明書 (暗証番号：6桁から16桁の英数字)

e-Tax等の税の電子申請等インターネットで電子文書を作成送信する時に利用します。

▶ 利用者証明用電子証明書 (暗証番号：4桁の数字)

マイナポータルへのログイン、コンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書の交付に利用します。

▶ e-Tax等の電子申請及びマイナポータルをご利用される場合次の準備が必要です。

- ① 動作確認済のICカードリーダーを用意してパソコンに接続
 - ② パソコンに「利用者クライアントソフト」とICカードリーダーのドライバをインストール
- ※ 詳しくは国税庁またはマイナポータルのホームページをご覧ください。

マイナンバーカードのここが知りたい!

マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの?」

マイナンバーカードの申込方法で分からないところがあるのですが?

大田区マイナンバーコールセンターにご連絡ください。

お問い合わせ先：大田区マイナンバーコールセンター
☎ 0570-03-3370 (FAX)050-3737-9318 ※ 詳細は19ページをご覧ください。

大田区から転出した場合は?

マイナンバーカードはお引越し先の自治体でも引き続き利用できます。住所変更と電子証明書の更新手続きが必要になりますので、転入手続きのときにマイナンバーカードを提示してください。

区内での住所変更や氏名変更があった場合は?

マイナンバーカード表面の記載内容の修正手続きと電子証明書の更新が必要です。変更手続き時に本人または同一世帯の方がカードを持参して、本庁舎1階戸籍住民課、マイナンバーカードセンターまたは特別出張所に届け出をしてください。※マイナンバーカードセンターでは転出入、転居の手続きはできません。

また、電子証明書の更新は本人のみ手続き可能です。

電子証明書の有効期限ってあるの?

有効期間は電子証明書の発行日から5回目の誕生日までです。

有効期間満了日の3か月前から更新手続きができます。手続きは、本庁舎1階戸籍住民課またはマイナンバーカードセンター※にお越しください。

※ 案内図は9ページをご覧ください。



住所や氏名が変わった時に窓口にご提示ください。変更後の住所や氏名はこちらのスペースに窓口の職員が印字します。

再交付を受けたい場合は?

▶ 申請書のお渡し

紛失・盗難に伴うマイナンバーカードの再交付を希望する方には、本庁舎1階戸籍住民課、マイナンバーカードセンター、特別出張所で申請書をお渡しします。

▶ 再交付手数料

1000円(電子証明書を希望しない場合800円)がかかります。

※ マイナンバーカードの紛失・盗難にあった場合の手続き方法は12ページをご覧ください。

マイナンバーカードは本当に安全なの？

安心してください！ 世界最先端の安全対策



顔写真付きのため他の人には使えません。
特殊加工で簡単には写真の張り替えはできません。

複雑なパターンの特殊加工や特殊印刷により偽造はできません。



- ・ICチップには、氏名などカードに記載されている情報しか記録されません。
- ・暗証番号で情報を保護しています。暗証番号を一定の回数以上間違えるとカードがロックされます。
- ・ICチップの情報を無理やり読み出したり解析しようとした場合、自動的に内容を消去します。

紛失・盗難の場合は？

- ① マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合は、下記のフリーダイヤルにご連絡ください。24時間365日、カードの機能を一時停止することができます。

連絡先：マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178 (FAX)0120-601-785



- ② 警察に遺失届を提出してください。

カードが見つかった場合

見つかったマイナンバーカードと身元を確認できる書類（運転免許証、保険証等）を持参して、本庁舎1階戸籍住民課またはマイナンバーカードセンターの窓口で停止解除の届を提出してください。

カードを再交付する場合

- 警察に遺失届提出後に、身元を確認できる書類（運転免許証、保険証等）を持参して、本庁舎1階戸籍住民課またはマイナンバーカードセンターの窓口で廃止届を提出してください。
- 一度廃止したマイナンバーカードは使えなくなります。新しいマイナンバーカードをお申込みください。また、廃止の手続後にマイナンバーカードが見つかった場合は本庁舎1階戸籍住民課またはマイナンバーカードセンターに返却してください。

暗証番号はロックされるの？

なりすましを防止するため、署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、連続して暗証番号を間違えるとロックがかかります。

マイナンバーカードの使いみち

コンビニ交付

マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニで住民票の写しなどの証明書を取れます。手数料も区の窓口よりも安くお得です。ぜひご利用ください。詳細は15ページをご覧ください。

自宅からオンライン申請

インターネットに接続できるパソコンから行政手続きができるようになりました。子育て分野からスタートしてインターネットでできる手続きが増えていきます。

マイナンバーカード対応の Android スマホでも手続きができます。
(iPhone は令和元年秋対応予定)



マイナポータルを利用できます

マイナポータルってなに？

マイナポータルとは、オンラインで子育てなどの行政手続きができたり、区からのお知らせを自動的に受け取ることができるあなた専用のウェブサイトです。

マイナポータルはご自宅のパソコンからアクセスできます。

主な機能は以下のとおりです。



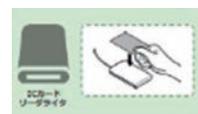
機能	説明
情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	行政サービスの手続きや審査等に伴い、あなたの情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。
お知らせ通知	あなたが必要とする区からのお知らせを確認できます。
子育てワンストップサービス	子育てに関するサービスの検索、児童手当や児童医療証に関するオンライン申請ができます。

マイナポータルを使うために必要なもの

マイナンバーカード

インターネットに接続できるパソコン

IC カードリーダーライター



※ パソコンをお持ちでない方も区役所でマイナポータルを利用できます。

銀行やお店で

日本初！国内最強の身分証明書です。あなたの身元を証明する国内唯一のカードです。専用カードケースにいれたまま使うことができます。

※ 通知カードは身分証明書として使えません。



区の窓口で

区役所や税務署などのマイナンバーを使う手続きで、あなたの身元とマイナンバーをこれ1枚で証明できます。

さらに便利に

マイナンバーカードと暗証番号を組み合わせ、本人確認がより安全に、そして手続きが便利になります。

さらに多機能に

- ▶ 健康保険証など区が発行する証書として
- ▶ 施設の入退場管理の認証カードとして

民間での活用も

- ▶ 携帯電話の契約、金融機関の口座開設の本人確認として
- ▶ ケーブルテレビを活用した高齢者の安否確認や現況確認として
- ▶ 興行チケットの代わりに（チケットレスサービス）

「マイナンバーの利活用に向けた基本的な考え方」を策定しました

マイナンバー制度を通じてより便利な社会を実現するために、マイナンバー制度やマイナンバーカード等の仕組みを踏まえ、利活用に向けた区の考え方をまとめました。

ポイント1

マイナンバーカードの普及促進を図り、区民サービスの向上や業務の効率化に取り組めます

ポイント2

区民の皆さまのマイナンバーと個人情報情報を安全に取り扱い、安定運用に向けて取り組めます

ポイント3

制度、今後の利活用など、区民の皆さまに分かりやすい情報をお届けします

もっと便利に
暮らしやすく
するね



お得で便利!コンビニ交付

利用できる時間

6時30分から23時まで 土日祝日も利用できます。戸籍証明書は平日9時から17時までです。
(年末年始、システムメンテナンス日を除く)

手数料

証明書1通 250円 (戸籍証明書は1通 400円)

※ 公的年金用、生活保護受給者等の方で手数料が減免となる場合は区役所窓口をご利用ください。
コンビニで証明書を交付された後の返金については承ることができません。

利用できるコンビニ

全国のセブン-イレブン
ローソン (ローソンスストア100を除く)
ファミリーマート
ミニストップ
コミュニティ・ストア
セイコーマート等で
マルチコピー機を設置している店舗
(令和元年9月1日現在)



区役所の窓口よりも
50円安く取れるよ



証明書の種類

住民票の写し

- ① 日本国籍の場合は続柄及び本籍、外国籍の場合は国籍及び在留資格等の記載有無を選択することができます。
- ② 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
- ③ 世帯員が6名以上の場合は2枚出力されます。お取り忘れのないよう気をつけください。

印鑑登録証明書

事前に印鑑登録を行っている必要があります。

戸籍証明書 (全部事項証明書・個人事項証明書)

大田区に住所・本籍がともにある方のみ発行できます。

税証明書

大田区に住所があり、必要とする証明書年度に税の申告などをされた方となります。

操作方法

コンビニにあるマルチコピー機のタッチパネルで操作します。

証明書の取り方

- ① マルチコピー機のメインメニューから
行政サービス ➡ 証明書交付サービス を選択します。
- ② マイナンバーカードをセットします。
- ③ 暗証番号（利用者証明用4桁）を入力します。
- ④ 希望する証明書の種別、記載事項、部数を選択します。
- ⑤ 手数料を入れます。
- ⑥ 証明書がプリントされます。



暗証番号を3回連続で間違えるとロックがかかって証明書が取れなくなるよ。
注意してね!



ロックがかかってしまった場合は

暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかってしまった場合は、マイナンバーカードを持参の上、ご本人が本庁舎1階戸籍住民課またはマイナンバーカードセンター※にお越しください。カードのロックを解除します。

受付時間：戸籍住民課 平日 8時30分～17時

マイナンバーカードセンター 平日 9時～18時30分

土日 9時～16時30分

(年末年始、祝日、第三土曜日とその翌日曜日を除く)

※案内図は9ページをご覧ください。

コンビニ店舗では、以下の証明書等を受け取ることができません

- ① 氏名、住所にシステム上使用できない文字が使われている証明書等
- ② すでに区外へ転出した方または転出を予定している方の証明書等
- ③ 死亡した方の証明書等
- ④ 発行制限のかかっている方の証明書等
- ⑤ 異動履歴等を記載した住民票の写し（個人票）
- ⑥ 住民票コードまたはマイナンバー入りの住民票の写し
- ⑦ 同一世帯に転出予定者がいる場合の住民票の写し
- ⑧ 婚姻や出生等の戸籍届出をされた場合で、戸籍の記録手続きが完了するまでの間
- ⑨ 申告等をされていない方の税証明書
- ⑩ 申告後発行可能な日数をまだ経過していない方の税証明書

■このほかにもコンビニ店舗で受け取れない条件があります。住民票の写し、印鑑登録証、戸籍証明書は本庁舎1階戸籍住民課、税証明書は本庁舎4階課税課にお問い合わせください。

ごめんなさい
だびょん



その他

- ① 区の窓口で印鑑登録証明書の申請をする場合は、これまでどおり印鑑登録証の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。
- ② マイナンバーカード交付後にコンビニで住民票の写し等を取得する場合は、手続きをした翌日から利用することができます。

マイナンバーを安全に取り扱います

みなさんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。

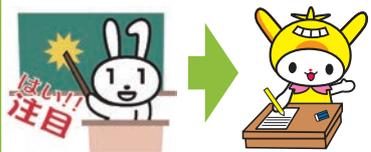
今後も区は皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。

安全対策の例

● 担当者の明確化



● 適切な教育・訓練



シュレッダーなどプライバシーに配慮して廃棄できる機器の準備



ウイルス対策ソフトやアクセスパスワードの設定



カギ付きの保管用棚を用意

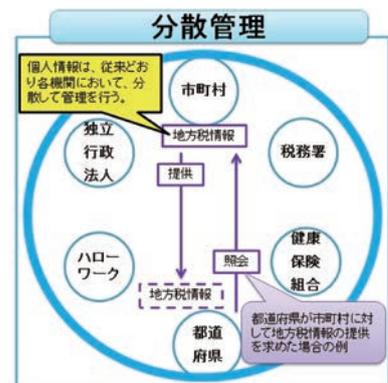


取扱担当者を決め他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



集中管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また、平成29年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は区民の皆さまのマイナンバーは使いません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。



詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。

区の職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求することは絶対にありません。怪しいと思ったら、消費者生活センターにご連絡ください。

連絡先：消費者生活センター 消費者相談専用電話 **3736-0123**

●平日 9時～16時30分（土日祝、年末年始除く）

土日祝は消費者ホットライン **188**（いやや!）

●土曜 9時～17時、日曜、祝日 10時～16時（年末年始を除く）

よくある質問

マイナンバー

どのような人でもマイナンバーが指定されますか？	原則、国民一人ひとりにマイナンバーが指定されますが、住民票のない方にはマイナンバーは指定されません。例えば海外に居住していて日本に住民票がない方が該当します。 なお、外国籍の方でも住民票があれば、マイナンバーが指定されます。
マイナンバーは自由に番号を選ぶことができますか？	マイナンバーは生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に選ぶことはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると市区町村長が認めた場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。
マイナンバーと住民票コードとどう違いますか？	住民票コードを基にマイナンバーを作成します。住民票コードとマイナンバーは住民票に記録されます。マイナンバーは住民票コードを基に作成されますが、一方の番号からもう一方の番号を特定できないようにするなど安全対策をとっています。

マイナンバーの取扱いについて

自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくださいませんか？	区が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。すぐにマイナンバーを知りたい時は、本庁舎1階戸籍住民課または特別出張所でマイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。
マイナンバーを使うときに何に気をつけたら良いですか？	法律の定める手続き以外では、他人に教えたり、マイナンバーをコピー・メモなどさせないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。具体的にはパスワードに使ったり、インターネット等でマイナンバーを公表しないでください。
マイナンバーが漏えいしたら個人情報も全部漏れませんか？	今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。やりとりをする時にはマイナンバーを使わないので、個人情報がまとめて漏れるようなことはありません。特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。

カードについて

マイナンバーカードは作らないといけないのですか？	マイナンバーカードの作成は任意ですが、持っていたくとより便利でお得です。
住民基本台帳カードを持っているが、マイナンバーカードを作らなければいけませんか？	住民基本台帳カードは有効期限までご使用いただけます。その場合、通知カードは今後手続きで使いますので大切に保管してください。マイナンバーカードがあれば住民基本台帳カードや通知カードでできることが、これ1枚だけで済みます。

税・預金口座について

マイナンバーを利用して、金融機関では、銀行預金口座などが名寄せし、金融所得の把握、また、税務署では、金融資産や不動産資産などが正確に把握できるようになり、いずれはそれらに税金がかけられてしまうのではありませんか？	平成30年以降、金融機関への口座開設時に、任意でマイナンバーを届け出ることが出来るようになりました。適正な申告をされていれば、それが課税の強化につながるというものではありません。
--	---

困ったなと思ったら

大田区マイナンバーコールセンター

☎ **0570-03-3370** (日本語・英語・中国語・韓国語) FAX **050-3737-9318**
平日9時～17時 年末年始を除く ※通話料がかかります。

Ota City My Number Call Center

TEL 0570-03-3370 FAX 050-3737-9318.
9:00-17:00 on weekdays / Excluding year end / new year
※Phone calls will be charged.

大田区个人号码电话中心

TEL 0570-03-3370 FAX 050-3737-9318.
平日9点00分～17点00分 / 年末年初休息
※ 收费电话

오오타구 마이넘버 콜센터

TEL 0570-03-3370 FAX 050-3737-9318
월～금요일:9시00분～17시00분 / 연말 연시는 제외됩니다.
※통화료가 듭니다.

大田区戸籍住民課

☎ **5744-1185** FAX **5744-1513**

大田区課税課

☎ **5744-1192** FAX **5744-1515**

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178**

平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分 年末年始を除く

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けています。

外国語でのご利用をご希望の方は ☎ **0120-0178-27**

聴覚障がい者の皆さんへ FAX **0120-601-785**

マイナンバーカード総合サイト

🌐 <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>

詐欺など被害に遭われたら

大森警察署 ☎ **3762-0110** 田園調布警察署 ☎ **3722-0110** 蒲田警察署 ☎ **3731-0110**
池上警察署 ☎ **3755-0110**

マイナンバーが含まれる個人情報の取り扱いに関する苦情は

個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口 ☎ **6457-9585** 平日9時30分～17時30分

作成:大田区企画課 ☎ 5744-1657 FAX 5744-1502

🌐 <http://www.city.ota.tokyo.jp/> 📱 <http://www.city.ota.tokyo.jp/mobile>